

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	災害復旧付帯工事	
契 約 内 容	堆積土撤去・清掃 V = 40 m ³ 伐採工 N = 一式 土留工 (大型土のう) N = 40 袋 土留工 (コンクリート板柵) L = 12 m 構造物取壊し工 V = 6 m ³	
契 約 期 間	平成30年6月1日～平成30年7月27日	
契 約 締 結 日	平成30年5月31日	
契 約 相 手 方	葉山建設株式会社	
契 約 金 額	4,362,120円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、葉山建設株式会社と契約している林道高根洞線災害復旧工事(以下本工事)と同一工事箇所内(犬山市高根洞地内)の付帯工事である。当該工事は、本工事の施工箇所の奥に位置する土砂崩れの被災箇所であり、林道高根洞線の通行を確保することを目的として、本工事の施工箇所の通行が可能となった後、伐採工、土留工等を施工するものである。また、当該工事で施工する土留工(大型土のう工)は、本工事にて発生した土砂等を流用するため、本工事と一連の作業で施工する必要がある。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付すことが不利と認められるとき)に該当するとし、葉山建設株式会社と随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課